北海道釧路方面公安委員会告示第68号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定により、帯広市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和８年11月５日

北海道釧路方面公安委員会委員長　荒　井　　剛

１　合意した者

⑴　十勝バス株式会社
⑵　北海道拓殖バス株式会社
⑶　北海道バス株式会社
⑷　毎日交通株式会社
⑸　北海道釧路方面公安委員会
⑹　帯広市
⑺　北海道運輸局帯広運輸支局長
⑻　大正交通有限会社

２　旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、十勝バス株式会社、拓殖バス株式会社及び北海道バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	進行方向別	所在地
1	北斗病院前	北	帯広市稲田町基線７番地
2	北斗病院前	南	帯広市稲田町基線８番地
3	四中前	北	帯広市西５条南26丁目１番地
4	四中前	南	帯広市西５条南26丁目10番地
5	イオン帯広店前	北	帯広市西５条南19丁目11番地
6	イオン帯広店前	南	帯広市西５条南20丁目１番地
7	第一病院前	北東	帯広市西４条南14丁目19番地
8	第一病院前	南西	帯広市西４条南15丁目17番地
9	青葉通13丁目	北西	帯広市西５条南13丁目10番地
10	青葉通13丁目	南東	帯広市西４条南12丁目３番地
11	帯広駅バスターミナル	西	帯広市西１条南12丁目５番地
12	西３条９丁目	北	帯広市西３条南９丁目１番地
13	西３条９丁目	南	帯広市西３条南９丁目２番地
14	帯広市役所南口	西	帯広市西７条南８丁目１番地
15	帯広市役所南口	東	帯広市西７条南７丁目２番地

３　停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自動車
大正交通有限会社	通称名「大正あいのりタクシー」の用に供する自動車